

撮影物使用許諾書

1. 許諾・権利の確認

(1) 私^{注1}、注2は、「撮影対象物^{注3}」の所有者または許諾権限のある者として、今回撮影対象物を撮影した撮影物^{注4}（以下「本件撮影物」と言います）の使用に関し、以下のとおり許諾します。本許諾は、全世界において永久的に有効です。

・本件撮影物を全世界において、パッケージ、広告その他の商業利用等、あらゆる目的のために、全てのメディア^{注5}において使用することを認めます。ただし、ポルノやそれに類似するものへの使用、誹謗中傷・名誉毀損的使用は認めません。

(2) 私は、上記許諾を私に代わって行う権限（ライセンス権限。ただし再許諾権限^{注6}を含みます）を、本件撮影物撮影者^{注7}及び本件撮影物販売者^{注8}に付与します。

(3) 私は、本件撮影物が、他のイメージ、テキスト、グラフィックス、動画、音など他の素材と組み合わせられ、または、クロッピング（画像の不要箇所の削除）、加工、または修正されることがあることを了承し同意します。

(4) 私は、本件撮影物に関する著作権（著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含みます）および一切の知的財産権は、本件撮影物撮影者及び/又は本件撮影物販売者に帰属することに同意します。

2. 対価請求ができないこと

私は、本件撮影物の使用に関し、金銭その他の対価の請求をしません。

3. 準拠法

この撮影物使用許諾は日本国法に準拠するものとします。

4. 個人情報の取扱い

この撮影物使用許諾書に記載された私の情報は、一般に公開はされないものの、本件撮影物のライセンスや法的請求に対する防御などの目的のために必要な範囲で、本件撮影物撮影者、本件撮影物販売者及び本件撮影物の使用許諾を受けた者に開示されることがあること、それに関連してプライバシーに関して法的保護の異なる日本国外の国に転送され、そこで利用・保持される可能性があること、かつ、この目的に必要な期間保持されることに同意します。

5. 法的能力について

私（法人^{注2}の場合を含みます。）は、成人（20 歳以上）として、または法人として、この撮影物使用許諾書を締結する完全な法的能力を有していることを確認します。

なお、本許諾書において私が行った許諾や許諾権限（再許諾権限を含みます）の付与は撤回しません。

ここにプロパティのビジュアルリファレンスを貼付してください
ボックスより大きい場合は、右上角に合わせて貼付してください。

（たとえば、撮影した写真、ポラロイド、印刷物、コピーなど）

本件撮影物撮影者の情報

氏名（活字体） _____

署名 _____

署名日 (YEAR/MM/DD) _____

撮影日 _____

撮影場所（国、地域/都道府県） _____

撮影内容/説明（該当する場合） _____

撮影対象物の情報

（撮影物使用許諾書がカバーする撮影対象物を特定します。場所の場合は住所、知的財産の場合は登録番号なども用いながら特定します。）

説明: _____

住所 _____

国 _____ 都道府県 _____

市町村 _____ 番地/マンション名 _____

所有者（または許諾権限者）情報（該当するボックスにチェックマークを記入）

個人所有者 法人^{注2}所有者

氏名（個人、または法人に代わり署名する者）（漢字・ふりがな）

肩書/地位（該当する場合） _____

署名 _____

署名日 (YEAR/MM/DD) _____

電話番号 _____

Eメール _____

署名についての証人（証人は行為能力を有する成人である必要があります。権利の許諾を行う本人が証人となることはできません）

氏名（活字体） _____

署名 _____

署名日 (YEAR/MM/DD) _____

^{注1} 「私」には、個人、法人のいずれの場合も含みます。
^{注2} 「法人」には、その他の団体を含むものとします。
^{注3} 「撮影対象物」とは、撮影の対象となる場所、物、資産（知的財産を含む）を意味します。
^{注4} 「撮影物」とは、静止画・動画・イラスト等私が描写された全ての視覚的表現物を意味します。
^{注5} 「メディア」とは、デジタル、電子的、印刷、テレビ、映像、ラジオ、既知のメディアおよび今後発明されるメディアを含む、あらゆるメディアを意味します。
^{注6} 「再許諾権限」とは、撮影物の使用許諾を行う権限（ライセンス権限）を、本件撮影物撮影者や本件撮影物販売者が第三者に付与できる権限を意味します。したがって、本件撮影物撮影者や本件撮影物販売者から許諾権限を付与された者は、他の第三者に対して撮影物の使用を許諾することができます。
^{注7} 「本件撮影物撮影者」とは、写真家、イラストレーター、フィルム制作者、撮影技師、その他撮影対象物を撮影または記録するあらゆる個人または法人（その他の団体を含む）を意味します。
^{注8} 「本件撮影物販売者」とは、本件撮影物撮影者から許諾権限（再許諾権限を含みます）を付与され、本件撮影物を販売する者を意味します。